



リベート関連薬価引き下げの際に、当該薬剤とは無関係なリベート部分を含め算定すべきでないとした初の高等法院判決宣告

2020.11.19

法務法人(有)世宗は、A製薬会社が、被告の保健福祉部長官を相手に提起した薬価引き下げ取消訴訟において、原告のA製薬会社を代理し、一審勝訴に続き二審においても勝訴判決を受けました。

A製薬会社は、リベートに関する薬剤の価格が、最大20%まで引き下げられる危機に直面していたところ、法務法人(有)世宗は、算定方式における問題点を的確に指摘し、ソウル行政法院から勝訴判決を受け、判決確定時まで薬価引き下げ告示の効力停止となるような決定を導き出すことに成功しました。

これにつき、被告の保健福祉部長官が不服申立を行って控訴し、国民健康保険公団および健康保険審査評価院までが被告補助参加人として訴訟参加を行い二審裁判を進めた結果、法務法人(有)世宗は、被告の控訴棄却判決、即ち、A製薬会社の勝訴判決を得ることに成功しました。

ソウル高等法院は一審と同様に、被告が、リベートに関する薬剤の上限金額の引き下げ率を定めるにあたって、かかる薬剤とは関係なく提供されたリベート部分を含め引き下げ率を算定してはならないにもかかわらず、これを含めたことは違法であると判断しましたが、これは、法務法人(有)世宗が健康保険薬価制度に関して高い専門性を有していたため可能であったと思われま

特に、今回の事案は、リベートに関する薬価引き下げ事件において、これまで争点にならずに看過されてきた問題点を指摘しつつ弁論したことにより勝訴判決を受けた、初めての先駆的な事例であり、今後、類似する事件や健康保険の薬価行政に大きな影響を及ぼすものと予想されます。

上記事項につき、お問い合わせやご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

[日本チーム]

TEL. 02 316 4114 E-Mail. jpg@shinkim.com

※ 法務法人(有)世宗のニュースレターに掲載された内容および意見は、一般的な情報提供の目的で発行されたものであり、ここに記載された内容は、弊社の公式的な見解や具体的な事案についての法的な意見ではないことをお知らせ致します。

Key Contacts

Yoon-Hee Kim

Partner

+82-2-316-4025

yhekim@shinkim.com

Hee-Chan Byun

Senior Counsel

+82-2-316-4062

hcbyun@shinkim.com

Hyun Wook Kim

Partner

+82-2-316-4032

hwokim@shinkim.com